

取引一般条件（間接費）

この取引一般条件（間接費）（以下「本取引一般条件」という。）に定める事項は、Coupa株式会社が提供するサービスであるCoupaを利用して注文書に記載する発注者（以下「発注者」という）及び受注者（以下「受注者」という）の間において締結する購買、請負に関する契約（以下「対象契約」という。）についての条件を定めるものである。発注者とは対象契約に記載ある発注者を指し、受注者とは対象契約に記載ある受注者を指す。発注者は受注者に対し、注文書を発行する際に本取引一般条件を交付するものとし、当該対象契約の締結をもって、発注者及び受注者は本取引一般条件について合意したものとみなされる。また、対象契約の内容が本取引一般条件と異なる場合には、対象契約の定めが優先するものとする。

第1条 受注者は、対象契約の履行に際し、国内外の関係する法令及び監督官庁の指示命令を遵守するものとする。

第2条 受注者は、発注者がホームページで公開する「三菱重工グループ サプライチェーンCSR推進ガイドライン」の最新版に規定される事項を遵守することに同意する。

第3条 契約価格は、発注者から特に指示のない限り、受注者が発注者の指定する納入場所に注文品（請負業務を含む、以下同様）を納入するまでの荷造包装費、運送費、積卸費、保険料等一切の費用を含む。

第4条 受注者は、対象契約に定める納期を厳守するものとする。

2. 納期とは、対象契約に定める注文品を発注者の指定する場所へ納入する期日をいう。

第5条 受注者は、納期前に注文品を納入しようとする場合、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

第6条 受注者は、発注者の要求する必要書類を添付して注文品を納入する。

2. 受注者は、発注者が指示又は承諾した場合を除き、対象契約に定める納入単位を分割又は併合して納入することはできない。なお、納入単位の分割又は併合についての発注者の指示又は承諾は、受注者の納期遅延を免責又は容認するものとはならない。

3. 発注者は、納入された注文品について遅滞なく品名、数量、荷姿等を確認し、受領する。

4. 発注者は、受注者が前第1項又は前第2項に違反した場合、注文品の受領を拒否することがある。

第7条 発注者は、発注者の定める手続に従い検査を行う。

検査の過程において注文品に生じた毀損、汚損、又は変質等による損害は、受注者の責めに帰すべきことの明らかな場合には受注者の負担とし、発注者及び受注者どちらの責に帰すべきか明らかでない場合には、その負担につき、発注者及び受注者間で協議するものとする。

第8条 受注者は、第7条に定める検査の結果が不合格となり、その通知を受けたときは、直ちに当該不合格品を引取り、発注者の指定期日までに発注者の選択に従い、代品を納入するか又は当該不合格品を補修する。この場合、不合格品の引取り、代品納入、補修に要する費用は受注者の負担とする。

2. 前条に定める検査の結果、不合格の程度が些細な場合、発注者は、受注者の要請に基づいて審議のうえ、これを特別採用することがある。この場合、契約価格増減の有無にかかわらず、受注者はその特別採用によって生じる危険について全責任を負う。

第9条 発注者は、対象契約に定める支払期日及び支払方法に従って、注文品の代金を乙に支払う。

第10条 注文品の所有権・危険負担は、受注者が当該品を発注者に納入した時点で受注者から発注者に移転する。ただし、当該品が第7条に定める検査の結果不合格となった場合、当該品の所有権・危険負担は、発注者が受注者に対し不合格の通知を発した時点で発注者から受注者に移転する。

第11条 注文品について、契約不適合（対象契約の内容に適合しないこと、又は対象契約の内容若しくは取引上の社会通念に照らして備えるべき品質・性能を有しないことをいう。以下同じ）によって発注者が損害を被った場合、受注者は当該契約不適合と相当因果関係に立つ全ての損害を負担する。ただし、発注者は、受注者の事情により損害賠償の範囲を縮小し、又は損害賠償金額を減額することがある。

2. 受注者は、対象契約の履行又は注文品に関し、発注者に対する不法行為責任（製造物責任を含む。以下同じ）を免れないものとする。
3. 受注者は、対象契約の履行又は注文品に関して発注者が第三者から不法行為責任に基づく請求（国内外を問わない）を受けたときは、受注者の責任と負担とにおいてその一切を処理するとともに、発注者を防御し発注者に生じた損害を補填する。ただし、発注者から特に指示がある場合は、この限りでなく、受注者は発注者の指示に従うものとする。
4. 本条の規定は、下請代金支払遅延防止法（以下「下請法」という。）対象取引においては下請法が優先される。

第12条 受注者は、注文品について第三者の知的財産権との抵触の有無を調査し、抵触を回避して当該注文品を提供するものとし、注文品に関連して発注者又は受注者と第三者との間に知的財産権上の紛争（国内外を問わない）が生じたときは、受注者の責任と負担とにおいてその一切を処理するとともに、発注者を防御し発注者に生じた損害を補填する。ただし、発注者から特に指示がある場合は、この限りでなく、受注者は発注者の指示に従うものとする。

第13条 受注者は、対象契約の履行又は注文品に関連して、①受注者の従業員、受注者の下請人、

その従業員、他の請負人、発注者の従業員、発注者の客先、その従業員、その他一切の第三者の生命、身体、財産等に危害をおよぼした場合、②第三者との間に紛争（国内外を問わない）が生じた場合、又は③それらのおそれが生じた場合には、直ちに発注者にこれを通知し、受注者の責任と負担においてその一切を処理するとともに、発注者を防御し発注者に生じた損害（紛争解決に際して負担した弁護士費用等、その一切の費用を含む）を補填する。ただし、発注者から特に指示がある場合は、この限りでなく、受注者は発注者の指示に従うものとする。

第14条 受注者は、文書による発注者の承諾を得ない限り、対象契約に基づく地位及びこれらから生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは承継し、又は担保に供してはならない。

第15条 受注者は、対象契約の履行に関連して知り得た発注者、発注者の客先の秘密事項を、善良なる管理者の注意義務以上の程度をもって管理し、発注者との対象契約履行以外の目的で使用してはならず、また、第三者に漏洩してはならない。

2. 受注者は、発注者の承諾を得て注文品の提供を第三者に実施させる場合、当該第三者に対して、前項の義務を遵守させなければならない。

3. 前第1項及び前第2項にかかわらず、発注者が特に必要と認めた場合、当該秘密事項の取り扱いについて、発注者と受注者間で協議のうえ、別に定めることができる。

第16条 受注者が、対象契約の締結及び履行に関連して発注者から提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の取り扱いは、次の各号のとおりとする。

① 受注者は、当該個人情報を善良なる管理者の注意義務以上の程度をもって管理するものとし、あわせて保管方法及び漏洩防止措置に係る管理基準を定める。

② 受注者は、発注者の書面による承諾なしに、当該個人情報を、第三者に開示、漏洩又は対象契約の履行以外の目的に利用してはならない。なお、発注者の承諾を受けて第三者へ提供した場合、当該第三者に対して、本条の義務を遵守させる義務を負う。

③ 受注者は、当該個人情報の全部又は一部について、漏洩、盜用、不正使用される等の事故が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちにその旨を発注者に通知し、事故拡大の防止措置、原因究明及び再発防止策を講じるとともに、発注者が行なうそれら措置に協力する。

2. 前項にかかわらず、発注者が特に必要と認めた場合、当該個人情報の取り扱いについて、発注者と受注者間で協議のうえ、別に定めることができる。

第17条 発注者は、発注者と受注者間で合意した品目、役務内容、単価及び数量等の価格情報並びに受注者の取引窓口情報について、発注者の子会社との共同購買及び委託購買並びに共同

役務提供委託の目的のために発注者の子会社へ開示し、共有することができる。

第18条 受注者は、次の各号に定める事項について、発注者に対して、表明し、保証する。

- ① 自ら（その役員、使用人その他の関係者を含む。以下同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
- ② 自らが反社会的勢力を利用していないこと。
- ③ 自らが反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- ④ 自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑤ 自ら又は第三者を利用して、発注者又は発注者の関係者に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し又は信用を毀損する行為等を行わないこと。
- ⑥ 前各号に定める事項について、将来にわたっても該当しないこと。

2. 受注者は、自らの下請負者に対象契約の履行の全部又は一部を実施させる場合、当該下請負者が前項のいずれにも該当しないことを確認し、該当又はそのおそれがあることを知った場合、直ちに当該下請負者との関係を遮断しなければならない。

3. 受注者は、対象契約の履行の全部又は一部を実施させる下請負者が数次にわたるときは、それら下請負者の全てが前項の措置を行うよう自らの下請負者に対して義務付けることとする。

第19条 受注者が天災地変等の不可抗力及びこれに類する事由により対象契約の履行が不能となつた場合又はそのおそれがある場合は、受注者はこれら異常事態を直ちに発注者に通知し、その後の対応について発注者及び受注者間で協議するものとする。

第20条 発注者は、受注者に次の各号の事由が生じた場合、受注者に対し何らの催告その他の手続を要せず（ただし、1号の場合は催告の上）、直ちにその時点において履行未済の対象契約の全部又は一部を解除又は解約することができる。

- ① 対象契約の取決めに違反し、発注者が相当の期間をおいて催告したにもかかわらず是正しない場合（ただし、違反が軽微な場合を除く）
- ② 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けた場合
- ③ 手形交換所の不渡処分を受けた場合又は支払停止若しくは不能状態にいたった場合
- ④ 第三者から差押、仮差押、仮処分等強制執行若しくは競売の申立、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 破産、民事再生、又は会社更生の手続開始の申立てがなされた場合

- ⑥ 解散を決議した場合
- ⑦ 株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、発注者の競合先の支配下に入るなど本契約の継続が適切でないと甲が認める場合
- ⑧ 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- ⑨ 第18条の規定に違反した場合
- ⑩ その他対象契約に基づく義務の履行が期待できないと認められる相当の事由がある場合
- ⑪ 信頼関係が破壊されたと認められる相当の事由がある場合
- ⑫ 不当な労働、差別、非人道的な扱い（虐待、体罰、ハラスメント等）を行っていた場合
- ⑬ 公正かつ自由な競争を制限・阻害する行為を行っていた場合

2. 発注者は、前項に定める契約の解除又は解約によって発注者が損害を被った場合、受注者に對し損害賠償を請求することができる。ただし、前項第10号の事由が災害その他受注者の責に帰すことのできない原因に基づく場合はこの限りではない。

3. 前第1項第9号又は第11号に定める事由により契約の解除又は解約をした場合のほか、受注者又はその役員、使用人若しくは履行補助者が反社会的勢力であることを理由として、対象契約を解除、解約又は終了したことにより、受注者に損害が生じたとしても、発注者は受注者に対し、一切の損害賠償責任を負わない。

第21条 対象契約に関連する争訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

第22条 この取引一般条件は、日本法に準拠して解釈されるものとする。

第23条 対象契約が、解除、解約その他の事由により終了した後も、第1条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第21条及び第22条の各条項は、引き続き有効に存続する。